

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13340

研究課題名（和文）傷病労働者の適正処遇実現にむけた労使対話システムの構築

研究課題名（英文）Labor-management dialogue system for ensuring fair treatment for workers who became ill or injured

研究代表者

鈴木 俊晴（Suzuki, Toshiharu）

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：50757515

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：コロナ禍を経て、テレワークなど労務管理の態様に大きな変化が生じたが、それに伴って、労働者の健康管理の形にも変化の兆しが見受けられた。テレワークにおいては、労働者の自宅など使用者の監視が行き届かない空間において労働が行われる。そこで、そのような場面での健康管理をいかに行うかが課題として浮かび上がっている。オフィス通勤の際に、自宅等の作業環境に関する状況の報告を求めたり、改善方法につき議論する場を設けるなどの工夫をしている企業もみられるようである。また、より柔軟な働きかたを求め、雇用ではなくフリーランスという働きかたを（一部に）取り入れる者が増えているため、今後、健康管理が難しくなる可能性がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

コロナ禍を経て、テレワークなど就労の在り方が大きく変わったが、使用者の監視の行き届かない場所での就労が行われることが多くなることで、新たな健康管理上の課題が生じていることが明らかとなった。労働者のオフィス通勤の際に、自宅等の作業環境に関する状況の報告を求めたり、改善方法につき議論する場を設けるなどの工夫をしている企業もみられるようである。本研究にはこのような状況を明らかにすることができたという意義がある。もっとも、より抽象的なレベルにおいて、以上のような状況下で労働者の健康管理という側面における労使対話の状況がどのように変化しているのかについては、今後も分析すべき学術的課題として残った。

研究成果の概要（英文）：The coronavirus pandemic has brought about major changes in labor management, including telework, and along with this, there are also signs of changes in the way workers' health is managed. In telework, work is performed in a space that is not closely monitored by the employer, such as the worker's home. Therefore, how to manage health in such situations has emerged as an issue. Some companies seem to be taking measures such as asking employees to report on their work environments at home and other places when they come to the office, and creating opportunities to discuss improvements. Additionally, as more and more people are seeking more flexible working styles and are adopting freelance rather than employment, health management may become more difficult in the future.

研究分野：労働法学

キーワード：労働者の健康管理

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

産業構造の変化等を原因とする傷病の多様化により、傷病に陥った労働者の適正処遇は困難を極めている。また、特に私傷病に陥った労働者の場合、労働能力が減退している可能性を自覚していることが少なくない。そのうえ、私傷病の場合には、自らの不注意によって傷病に陥った可能性もある。そのため、傷病休職の後の復職面談など処遇決定のための労使対話の際に、どうしても自らの要望を主張するのを控えがちとなってしまう、労使対話において劣位に置かれがちである。このような事態を改善するため、従来、労使対話における労働者のサポートを行っていたのは労働組合である。しかし、周知のとおり、労働組合の組織率は年々低下しているうえ、第三次産業、中小企業および非正規労働者ではとりわけ組織率が低い。そのため、労働組合が必ずしも十分な役割を果たせていない状況となっている。さらに、産業構造の変化などをうけ、精神疾患等、労働者が被る傷病はますます多様化している。そのため、当該労働者の適正処遇を実現するためには、労働者が従前従事していた業務内容の的確な把握に加え、傷病を正確に把握するための医学、人間工学、社会心理学、福祉学など、種々の専門的知識を有している者が、労使対話に適切に介入できなければならない。この問題は、労働組合が介入しさえすれば解決するという単純なものではないのである。いかなる機関がどのような形で介入すれば、傷病に陥った労働者を労働能力に応じて適正に処遇できるのか、また、労使が十分に意思疎通をして両当事者が納得のいく処遇ができるか、を考えていかなければならない。

### 2. 研究の目的

そこで本研究では、「傷病に陥った労働者の意思を適切にくみ取りつつも、その傷病の状態および就業能力に応じた適正な処遇を実現できるような労使対話システムを構築することはできないか?」という問いを設定し、その問いに対し一定の示唆を得ることを目的に、フランスにおける実証的調査を行う予定であった。

### 3. 研究の方法

フランスでは、傷病に陥った労働者の処遇決定の際に、労働組合以外にも、労働医、安全衛生労働条件委員会、ANACT と呼ばれる行政機関など多くの機関が介入することが制度化されており、それが結果的に労使対話を促進する機能も果たしている。そこで本研究では、これら機関にインタビュー調査を行い、関与の実態について詳細に明らかにするとともに、これら機関の働きが、どのように労使対話の促進に寄与しているのかを分析する予定であった。

### 4. 研究成果

本課題の研究期間は、2020年度から2022年度までであった。しかし、折しも2020年初頭から新型コロナウイルスが世界的に大流行してしまい、研究期間と見事に重なってしまった。本課題は、研究代表者がフランスに直接赴き、フランスの企業経営者や労働者各々、労働組合関係者、そして政府関係者にインタビュー調査をすることを主目的とする調査である。しかし、2020年初頭から世界中でロックダウン政策が実施され、フランスも同様の状態になってしまったため、渡航が完全に不可能となってしまった。2021年ごろからはワクチン接種を条件に限定的に渡航が認められるようになったものの、日本と同様フランスでも在宅勤務が多く行われるようになったため、企業に赴いても適切な担当者に出会えなかったりするなど、アポイントメントをとるのが極めて困難となってしまった。傷病労働者の処遇改善に向けた現場の取り組みを見るためには、現地へ赴いて様々な資料を閲覧させていただきながらインタビューをすることが効果的であるが、オンラインによるインタビュー調査では、そのような十分な質を確保する調査ができなかった。さらには、コロナを機にフランス国内においてアジア人に対する若干の差別意識が芽生えてしまったことは否定できない事実であり、このことから、そもそも、オンラインですらインタビューには応じられないと断られることもしばしばあった。

以上のような状況のため、課題研究期間内で当初の研究を行うことは断念せざるをえなかった。そこで、研究課題期間を2023年度末まで1年間延長し、国内において、人事担当者や労働組合関係者などにお話を伺うことで、コロナ禍による労働者の労働形態の変化が、労働者の健康管理にどのような影響を及ぼし、またそれにより労働者の健康管理に関する使用者の法的義務にどのような変化を生じさせるか、分析を行った。その結果、コロナ禍を経てテレワークが多くなったことから、労働者の自宅など使用者の監視が行き届かない空間において、労務管理をどのように行うかが重要であるとの意見を多くいただいた。現状、多くの企業では、テレワークとオフィス通勤をバランスよく組み合わせるようになっているが、企業の中には、オフィス通勤の際に、自宅等の作業環境に関する状況の報告を求めたり、改善方法につき議論する場を設けるなどの工夫をしている企業もみられた。

また、政府が副業兼業を推進していることをうけて、より柔軟な働きかたを求め、雇用ではなくフリーランスという働きかたを(一部に)取り入れる者が増えているのではないかと、また、フリーランスは指揮監督者が存在しないため、一層のこと健康管理が難しくなるという側面を有し

ているのではないかと仮説をたて、お話を伺った。その結果、一般論としては、そのような側面はあり、どのように健康管理を規律するかということが新たな課題として浮かび上がるだろうが、実際は政府の目論見ほどは副業兼業は普及しておらず、そのような課題は喫緊の問題としては生じていない、との意見を多くいただいた。

以上については、現在のところ、公表された形の研究成果とはなっていない。しかし、ある程度有益な調査にはなったため、近日中に、論文等の形にまとめ公表する予定である。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 菊池馨実・竹内寿・細川良・大木正俊・鈴木俊晴	4. 発行年 2023年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 577
3. 書名 働く社会の変容と生活保障の法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------